解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月十九日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

青森県五所川原市中央五丁目八二番地
宗教法人南照院水子寺
清算人　杉山　薫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二日文部科学大臣の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

東京都新宿区西早稲田二丁目三番一八号
社団法人基督教新生社団
代表清算人　天野　功

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十一月二十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

東京都中央区日本橋浜町二丁目四二番一〇号
東京紙商厚生年金基金
代表清算人　藤川　恭一

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十六年十一月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

東京都千代田区神田鍛冶町三丁目五番八号
日本給食サービス厚生年金基金
代表清算人　馬渕　祥宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月二十六日、兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

兵庫県姫路市林田町林谷二五八番地一
清算法人林谷土地改良区
清算人代表　小谷　喜昭

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年十一月十九日松江市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

島根県松江市乃白町八九番地四
松江市乃白北土地区画整理組合
代表清算人　持田　光敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

福岡市東区箱崎二丁目二四番八号
医療法人拓愛会
清算人　小川　剛

配当公告

愛知県高浜市田戸町三丁目二番地八
破産者　さくら山窯業株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十五年（フ）第八十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
優先的破産債権　金四三、〇六八、一七六円

一、配当をすることのできる金額
優先的破産債権　金二六、〇五五、一九八円

平成二十六年十二月二十二日

愛知県岡崎市戸崎町字上り場西四九番地天政ビル二階
破産管財人　牧野　守

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県弘前市大字土手町一五〇番地、最後の住所青森県弘前市大字和徳町二二八番地
被相続人　亡　三浦　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

青森県五所川原市東町一七―五　五所川原商工会館四階　さくら総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　笹　晃説

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町赤浜一丁目四六番地、最後の住所秋田県秋田市御野場新町一丁目一四番一二号　被相続人　亡　佐藤あすか

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

秋田県秋田市山王中島町一三番四一号
相続財産管理人　弁護士　渡部　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市吉井町塩一二九番地、最後の住所群馬県高崎市吉井町小串二八三番地一せいらん学園内　被相続人　亡　清水　真一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月二十二日

群馬県高崎市問屋町三丁目一〇番三問屋町センター第二ビル四階
相続財産管理人　弁護士　室賀　康志

第50期決算公告　平成26年12月22日
愛知県小牧市大字上末栗島1237番地2
株式会社トーシンロジテク
取締役社長　澤田　育士

貸借対照表の要旨（平成26年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	216,933
	固定資産	859,975
	合計	1,076,908
負債及び純資産の部	流動負債	462,775
	固定負債	669,552
	株主資本	△ 55,420
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 75,420
	利益準備金	4,600
	その他利益剰余金	△ 80,020
	（うち当期純損失）	(40,107)
	合計	1,076,908

第14期決算公告　平成26年12月22日
愛知県名古屋市熱田区川並町４番８号
トーカンビル５階
株式会社東海酒販
取締役社長　山口　均

貸借対照表の要旨（平成26年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	583,965
	固定資産	689
	合計	584,654
負債及び純資産の部	流動負債	494,177
	固定負債	一
	株主資本	90,477
	資本金	50,000
	利益剰余金	40,477
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	39,977
	（うち当期純損失）	(591)
	合計	584,654

第16期決算公告
平成26年12月22日
栃木県宇都宮市鶴田町3649番地1
株式会社テスク
代表取締役　杉江　實

貸借対照表の要旨
（平成26年９月30日現在）　（単位：万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,133
	固定資産	6,301
	合計	11,434
負債及び純資産の部	流動負債	1,157
	固定負債	2,536
	株主資本	7,741
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,741
	その他利益剰余金	6,741
	（うち当期純利益）	(330)
	合計	11,434